

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切

3件 不当金額(支出) 3305万円

(前年度 10件 1億5661万円)

1 基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県及び政令指定都市に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

都道府県及び政令指定都市は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」)に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業(以下「基金事業」)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金(都道府県及び政令指定都市からの補助金を「基金補助金」)を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

2 検査の結果

3事業主体において、太陽光発電設備又は蓄電池設備の設計が適切でなかったため、災害等により商用電力が遮断された際に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(以下「必要電力量」)が確保されておらず、取り崩された基金計3305万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

<事例>

栃木県那須郡那須町は、災害時に避難所等として利用する那須町文化センター及び道の駅東山道伊王野に、それぞれ太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費計3408万円(基金補助金及び国庫補助金相当額同額)で実施していた。同町は、文化センター及び道の駅それぞれにおける太陽光発電設備及び蓄電池設備を独立した2系統に分けて設置することとした結果、各系統において、太陽光発電設備により供給できる電力量は16.60kWh、蓄電池設備により供給できる電力量は5.00kWhとなっていた。

しかし、太陽光発電設備及び蓄電池設備の系統を独立させると、系統間で電力を相互に融通することができなくなることから、必要電力量が系統ごとに確保できているか検討する必要があるのに、同町は、この検討を行っていなかった。そこで、供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電を行うために必要な電力量を加えた電力量の計については、文化センターの1系統では24.74kWh、道の駅の1系統では22.12kWhとなっていて、いずれも太陽光発電設備により供給できる電力量16.60kWhを上回っていた。また、夜間の必要電力量については、文化センターの上記の1系統では8.21kWh、道の駅の他の1系統では6.05kWhとなっていて、いずれも蓄電池設備により供給できる電力量5.00kWhを上回っていた。

したがって、文化センター及び道の駅に設置した各2系統、計4系統の太陽光発電設備、蓄電池設備等のうち、3系統における太陽光発電設備、蓄電池設備等(工事費相当額1701万円、国庫補助金相当額同額)は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
環境本省	栃木県	那須郡那須町	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成27	円 3408万	円 3408万	円 1701万	円 1701万
同	奈良県	吉野郡大淀町	同	28	2213万	2213万	1049万	1049万
同	山口県	宇部市	同	28	1102万	1102万	555万	555万
計	3事業主体				6723万	6723万	3305万	3305万